

第 344 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 3 年 12 月 21 日)

第344回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和3年12月21日（火）午後2時1分～午後3時50分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
（広島市中区基町10-52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和3年12月7日（火）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員（9人） 辻駒健二，河合幸一郎，飯尾協，山崎英治，山下頼信，小池勝，
箕野博司，宮林豊，中尾文治

県（6人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	御堂岡 慎吾
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 山根次長，中林主査，友井技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第8号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について

（結 果）原案のとおり承認された。

第9号議案 令和4年における増殖目標量の委員会指示について

（結 果）三篠川漁業協同組合に係る増殖目標量を除き，原案のとおり承認された。

なお，三篠川漁業協同組合に係る増殖目標量については，継続審議とされた。

(2) その他

・内水面の漁業権切替に係る広島県漁業権免許方針について

6 議事の経過

午後2時1分、事務局の山根次長が第344回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は9名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長あいさつの後、議事録署名者に山崎委員と山下委員を指名し、議事に入った。

【第8号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について】

議長 長 それでは次に移ります。第8号議案「バス等のリリース禁止に係るに係る委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

山根次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

小川主査 (資料1-2により、内水面漁業協同組合を対象に実施したリリース禁止区域拡大等の要望アンケート調査の結果について説明した。)

友井技師 (資料1-1により、バス等のリリース禁止に係る委員会指示の内容について説明した。)

議長 長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

小池委員 資料に横ばいとありますが、横ばいというのは変わりがないということです。資料1-2のアンケート結果に横ばいが多いですね、減少はちょっとで、増加もある。でもこれ以上どうしようもないのですよね。見ていなければということが根底にあります。自分たちが楽しむ対象を果たして殺すのか。あえて言えば、見ていなければリリースしますよね。そして結局横ばいということなら、どうにかできないのかと思います。指示を毎年繰り返しても変わりありません。これで漁協の人が納得していれば、それはいいと思うのですが。確かに変えることは大変ですが。

議長 長 江の川水系だと思いますが、テレビで取材されていて、キャッチアンドリリース禁止の区域で(バスを)釣ったことを話していたんですね。そこはしっかり啓発していかないとね。

組合員さんたちの声を聞くと、あゆは掛からないが、ブラックバスやブルーギルは掛かると言っています。どうしてこれを評価しているかということ、買い取りをしているからです。大きいものが高くても500円くらいで、小さいものは持ってくるのが大変なので、冷凍庫に入れて尻尾だけ持ってきます。持ってくる時は200や300という数を持ってくるわけです。組合員さん達、遊漁の方にも外来魚を採捕して駆除していただいているのも事実なんですよ。

小池委員 そういう考え方がもっと盛り上がればね。

議長 長 そうですね。

宮林委員 昔ため池で池上げもやっていりませんでしたか。整備課にやろうと言っていたと思うのですが。

飯尾委員 あれはまだ続いています。毎年ため池の事業計画を持ってくる際に、必ず獲って

くれとしているので、前年の成果を持ってくるのですが、1万いくらの池がある中で毎年やるのが30とか40ですから。当たればいいですが、当たらない池がほとんどです。

小池委員 池上げしても卵が泥の中に残っているといますよね。ブラックバスの場合は。だから残る可能性はゼロではない。普通の魚のように卵が水草につくのであればいいですが。

山崎委員 雄がずっと卵を守るんですよ。

小池委員 仮に池上げをしても泥の中で生き残ります。本当は数ではなくて、漁業権のある川に流れ込むため池は徹底的にやればいいのですが。

飯尾委員 事業で外来魚駆除をやっている漁協が昔は10いくつありましたが、最近では4つ。主要な水系に1漁協ずつとなっています。そして、あまり獲れていません。獲れていないので減ったとも言えないのですが、問題なのはそれで片付いたかと言えばそうではなく、もともと日本に入ってきたときにはどちらも100尾以下ですから、ちょっと手を抜けばまた増えます。なかなか厄介なもので、日々対策を継続していくしかないでしょう。釣ったものを処理してくれる体制が整っているところでは、制度を作れば担保できるからと、江の川水系で指示しています。他の水系でも体制を整えば、広げることができなくはないですが、まだ至っていないのが現状です。だから前回同様という運びになったのかなと思います。

議長 国交省が管理している土師ダム等については、委託をして外来魚の調査をしています。産卵床を人工的に作って、どのくらい産卵しているかの調査もしています。また、電気ショッカーを使用して駆除するのですが、処分に困るくらいすごいです。ため池等においては、一時期はどこのため池にもいるという状態でした。目視や聞き取りで調べたのですが、大きいものはいるが、小さいものはいない状況です。彼らも今度は食べるものがなくなってきて、子供を産んでは共食いをしているのではないかと思います。発注者へお願いしてため池を廃止するという事になれば、水を抜くまでに下流に網を仕掛けて、予定が合えば我々も網を持参して協力します。ため池等においては他の魚がすべて食べられて、フナなんかもとんでもない大きさになっています、そういう状況です。

議長 他に、御意見、御質問はありませんか。ないようですので、第7号議案については、原案のとおり指示を発動することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第8号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」は、原案のとおり指示を継続することに決定します。

【第9号議案 令和4年における増殖目標量の委員会指示について】

議長 それでは次に移ります。第9号議案「令和4年における増殖目標量の委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

山根次長 (提案の理由を説明した。)

小川主査 (資料2-3により各漁業協同組合の令和3年の放流・増殖実績について、資料2-4により増殖目標量未達成の漁協への対応案について説明した。)

友井技師 (資料2-1, 2-2により、令和4年における増殖目標量の委員会指示の内容について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

河合委員 資料2-4の対応策のフナで、「2週間程度毎日フナが死亡し、累計2,000～3,000匹が死亡した」は、全滅の感じがするんですけど、これの原因はウイルス性のものとか、細菌性のものとか、寄生虫とか、原因は分かったのですか。

友井技師 ウナギと同様に水質調査を実施したようですが、アンケートでは原因が分からなかったと答えています。

河合委員 分からなかったのですか。症状とかから少しくらい、可能性くらいは分かると思うのですが、どんな症状で死んだんでしょう。例えば目が飛び出すとか、お腹がパンパンになるとか。松かさ病ではうろこが逆立つとかありますけど。2,000から3,000尾は結構多い感じがして、ちょっと異常ですよ。こんなことが毎年起こるようなら全然目標を達成できない感じもするので。芦田川じゃなくてもフナはかなり減っている気がします。稚魚の生き残りが悪い気がするので、そういうのにも関連して、もし何か情報がありましたら。

友井技師 アンケートには原因不明としか書かれておらず、詳しい症状というのはウナギの方もフナの方も書かれておりません。

河合委員 こういう場合の対応というか、調達先の漁協でこういうことが起こった場合に、ここまで調べて届けるとか、そういう規定はないのですか。水質調査とかはないのですか。

宮林委員 公共用水面であれば。池の中だから、水技とかに報告すれば魚病の診断とかはできるはずですよ。

議長 池の中でも、水は川に流れます。

宮林委員 公共用水面で魚が死んだら、水質事故等の関連で連絡があるので、チェックしに行きますが、池の中で死んだときについては、病気で死んだなら相談してもらえば、水産試験場等が対応を。

河合委員 どっちにしても病気でしょうね、水質の変化でこんなに死なない。

宮林委員 結局福山市芦田川のフナは放流しているから、全部死んだわけではない。

河合委員 他に同じような事例が起こらないように調べた方がいいんじゃないかと思います。

宮林委員 相談してもらえれば対応できることが多いです。

議長 コイやフナもそうですが、飼う方の義務というものはないんですかね。コイヘルペスは何が原因かを調べるんでしょう。

河合委員 コイヘルペスでないことは確かなんですよね。

宮林委員 特定疾病みたいに、感染するのを防止しないといけないという病気になったら、そういうふうになります。一般的にそういう病気が入っていない場合は死んだということでは終わるんだらうと思います。特段報告もないです。

小池委員 逆に怖いですね。分からないのは。

河合委員 そうですね。やっぱり原因を突き止めておいた方がいいと思いますね。

小池委員 議長の言うように水平感染もある。川に流れるのが怖い。

議長 対応案として、放流を見込んでいた種苗が死んだから令和4年度はしてもらいますということでは、なんのことも分からない。

河合委員 原因を突き止めて、次の年度は目標を確実に履行できる根拠として、こういう時に対応するというのはあった方がいいのではないかと思います。

木村課長 本年度のことは後になってしまったので、分からないかもしれませんが、いつくらいにどういう死に方だったのか確認してみたいと思います。2,000から3,000尾というのも、もしかしたらかなり小さいものかもしれませんが、まだそこまで情報を持っていないので、また来年度に同じことが起こらないように、病気の場合は水産海洋技術センターへ、地方機関と一緒に指導してまいりたいと思います。

議長 議題とは違いますが、下りウナギですよ。10月から3月まで禁止ですか。あれは皆さん方やっているんですかね。水産庁の長官から各漁協が協力してくれなければという話でした。そこはどうなっていますか。どこが窓口になっていますか。

山根次長 委員会指示なので、委員会です。

議長 そこは調査していますか。

友井技師 下りウナギのアンケートはしていません。

議長 アンケートはした方がいいね。また、海の業者と内水面の業者との課題があります。内水面の方は協力するとしていますが、海の方は（指示が）出ていないのではないかと思います。そこは協力していかないといけない。ニホンウナギも絶滅危惧種となって大変なことです。

フナはマブナか、今多いヘラブナ、ゲンゴロウ（ブナ）のどっちをしているのでしょうか。

河合委員 ゲンゴロウだと思いますけど。

小川主査 ヘラブナだと聞いております。

議長 ゲンゴロウは需要がないんですよ。どっちかと言えばマブナ。マブナが本当に少なくなっているんです。

河合委員 ギンブナとかも全然いないですよ。

議 長 そう。釣りに行ってもね、ほとんどヘラブナです。大きい。

小川主査 そうですね、マブナより大きくなって。芦田川水系においては、ヘラブナ釣りが結構されています。ゲーム的な釣りの範囲ですね。

山崎委員 本来ヘラブナは国内外来種ですよ。もともとは琵琶湖にしかいなかったわけですから。

議 長 あれが増えるたびに、マブナが少なくなります。

河合委員 よく言われるのが、マブナの方が病気にはかなり強い。ヘラブナの方はかなり弱い。

議 長 他に皆さんありませんか。病気で死んだというのは、これは責任をもって。

小川主査 再発防止に努めます。

議 長 何が原因かということですね。異常ですよ、これは。

議 長 それから皆さん、この議題の中で三篠川漁協の問題をどうするのか。

今、三篠川漁協の方から河川工事について色々な問題が出ているわけです。8月に多い河川災害に対する工事となると、あゆの放流と重なる状況が出てきます。できれば、あゆを放流しても操業ができる場所は放流をして、そうでないところについては、放流をできないとした方がいい。現状で見るとそうですから。国から何年までにやれと指示が出ているものです。しかしそれ以上に災害を受けられた皆さん方が1日でも早く元の生活に戻ることを望んでおり、すでに嘆願者も出ているという状態です。私の考えを言わせていただくと、これから工事がどのくらい延びていくかということや、用地交渉から始めなくてははいけません。崩れたところを直すのはできますが、川幅を拡張しなければいけません。そうすれば新たに用地を買って、新たに河川を作っていくということですよ。そこをどうするかということですよ。竹原の賀茂川は浚渫したんだらうと思うのですが、浚渫してもものっぺらぼうの川にしては魚は棲めませんよ。川の中に川を作るような、そういうことをしなくてははいけません。三篠川漁協でも川幅を広くして、どういう形にするのかをこっちの方から提案して、水が流れるところ、魚が泳ぐところというように作らなくてははいけません。

河合委員 県の河川の委員(広島県河川整備基本方針等検討委員会)もやっているのですが、三篠川は特に激しく、普段は濁水に近く、大雨の時は激甚災害を起こします。100年に1回の大雨に対応しようとする、引堤して、掘って、要するにのっぺらぼうにするしか方法がないんですよ。そうすると、元々水量も少なく、ちゃんとした瀬もないところなので、ほとんど魚は棲めなくなりますよね。それが難しいところですよ。

議 長 ここで決めてしまうと、来年度の指示はこうだからと。組合に私が話すのは、そ

うはいつでも魚を獲ることが優先ではいけない、生命財産を守るように協力をしてくれと言っています。そうすると義務放流をどうするかを考えていかななくてはいけません。また先ほど河合委員が言ったように、確かに水がないんです。ですが、それなりの流れがあって、川として認めているので、そういう格好にしていけないといけません。

河合委員 滲筋の淵と瀬，特に淵ですよ。淵を守れば，今度大雨があった時に瀬はできるので，淵を確保すれば自動的に瀬はできます。それができないんですよ。実際の工事の時には何にもない用水路のような川にします。断面的にはそれが一番水が流れるでしょうけど，それをやってしまうと。

飯尾委員 淵にあたる深みを掘ったとするじゃないですか。川は常に水が流れるから，一回掘ってしまえばあとはそれが持続しますか，すぐ埋まるんですか。

河合委員 特に蛇行点のところで1回淵を作れば，よっぽどの災害は別ですが，大きな雨が降った時に淵のところでえぐられて，えぐったものを下流側の瀬にのせて，苔の生えたい瀬ができます。特に蛇行点の大事な淵には絶対に手を付けないようにして必ず守ればいいのですが，それが結局工事になるとできない。

飯尾委員 工事をする側からすると，掘られたら護岸が持たないという理屈なんですかね。

山崎委員 うちの浚渫の時には，大体漁期を外した10月くらいからやってもらうんですけど，4，5月の川の水位を基準にしてそれプラス20cm以下にはするなど。水面から浚渫面をプラス20cm以下にしてしまったら，結局水が増えたときに，べたーっと流れてしまって，余計土砂がたまるんですよ。だから絶対標準のウォーターラインからプラス20cm以下には掘らせていません。そしたらちゃんと川は残るんです。

小池委員 そのように個々にちゃんと意見が出せればいいのですが。やはり公共工事ではそうはいかないですよ。

山崎委員 うちも県の浚渫工事が入っているので，そのようにしないと同意の印は押さないとっており，そうするとやってくれています。

議長 以前，沼田川漁協の組合員さんから情報をもらったのですが，いよいよ淵を埋めてしまっている，持っていくところがないから淵に押し込んでいると。それでは川の機能がなくなるという話をしました。

河合委員 瀬の造成とかはすごくやるんですが，先ほどから何度も言っているように，瀬はしなくても。昔から言われているように，いい淵といい瀬は表裏一体なんです。いい淵の下には必ずいい瀬ができるんです。だからむしろ淵を確保するように。でもそれがなかなか，計画の断面図を見ていると，どこかにいつてしまっているんですよ。ただの用水路になってしまって。

山崎委員 根の谷川なんかも濁水の時水が見えないですからね。砂利の底を流れて，表面には全然水が流れていない。瀬切れを起こしてしまっています。

河合委員 沼田川もそうですけどね。ちゃんと上流にはゴギがいますし、そのゴギは大したものですが。

山崎委員 結局、三篠川漁協はどういう思いでおられているんですかね。例年の義務放流量の半分くらいならどうにかしてみようとか。

議長 まだ何も話をしていません。だからそっちは漁業者が多いですよ。協力してもらおうという。今年来年魚を獲らないと言っても、川がそこにあるから必ず戻ってくるのだし、放流しないといけないのだから。せめて今の段階では被災者を守る対策をやっているのだから、協力をしなくてはならないと。自分の立場が漁協という立場で話をするんですが、365日河川工事をしろと私は言っているわけです。それには濁水対策をしっかりして工事をしなくてはならない。

山崎委員 結局浚渫っていうのは横断面積がとればればいいから、水が流れているところは本来浚渫はいりませんよね。ウォーターラインから上の部分の横断の面積を確保するので。対策さえすれば川には濁りがそんなに出ないんですよ。

河合委員 三篠川はものすごく勾配が緩いので、浚渫してもすぐに砂が溜まってしまいうんですよ。溜まってしまっているんで、一旦ある程度断面を稼いで流そうとしてもすぐにたまるので、結局その上を流れるようになってしまっ、それがずっと下流の方へ行ってしまうとすぐに流れなくなってしまうので。

議長 河川断面を確保し、さらに狭いところは広げていくということができていません。大きな災害があって初めて河川断面を広げなければどうにもならないという状況になっており、その土地には漁業者と発注者の問題が生まれるわけなんです。組合は組合員や遊漁者のために言い、発注者は市民のためですからね。そこはもうお互いが協力しながらね。厳しい予算がついたらすぐ着工する、私はこれが一番いいと言っているわけです。

箕野委員 北広島町ですが、8月の大雨で江の川上流の可愛川漁協のほうで一番ひどかったのは千代田地区、出原川と冠川がひどかったんですが、全部で200か所以上の護岸が崩れたり、かなりの被害が発生しているのですが、先ほど議長さんの方からも話がありましたが、期間が限られる中で工事を済ませていこうとすると、かなりしんどい部分があってですね、多少迷惑をかける部分が出てくるんじゃないかと思っています。浚渫の話もあわせてできれば一番いいと思うのですが、これがどこまでできるかは分かりませんが、崩れたところの再生工事だけは少なくともやらせていただきたいと思うので、その理解はいただきたいなと。

飯尾委員 去年除砂の区域を上から下まで延ばしたんですよ。あっちもこっちも現場でこれは大変だという感想を持ったのですが、今年は全部が現場という感じでね。そうすると、早く片付けてしまった方が長期的に見ればいいんじゃないかと。時間をかければかけるだけ、修復していないところはまた災害の現場になるという二次被害

のようなものがある。漁業サイドからはこらえてほしいという思いがあるけれど、そこは復旧に譲って、早いうちに片を付けてしまうという方がみんなにとっていいのかなと。まだ決まっていませんが、そういう方向になると、増殖指示は矛盾してくる。だから今日この場で三篠川漁協について従来通りやりなさいという形で処理するのがいいのかどうかという投げかけでもあります。

山崎委員 安心安全という部分では、1日でも早い災害復旧があると思いますが、それはそれで市民のための災害復旧を優先させてくださいよと。それで義務放流にも優遇しますよと。ただ経営的な部分でやっぱり工事をしていて、お客さんが来ないということになると、三篠川漁協の経営もしっかり圧迫していくと思うんですよね。どういふうにケアしていくのか。そこまでを考えてじゃあ工事をしようとか、義務放流の話をしていかないと、ただこっちが決めただけで、義務放流量を減らし、減らした分だけで賄えるならいいですが、義務放流量が下がった額以上に遊漁者が減ってしまうと、どうしても経営的に圧迫されるんじゃないかと思います。

飯尾委員 それは当然でしょうね、影響を受ける場合の配慮はしてもらわないと。さっきの濁水防止の話と一緒に、何か起これば、そこでお互いができることはやらなくてはいけないと、そういう話になるでしょうね。

山下委員 工事する人もある程度は分かっているでしょう、濁りを出してはいけないとか。もう何十年か前ですが、太田川の川底を3mさげようということで、全部浚渫が入ったんですが、結構漁はできたんですよね。

山崎委員 そうです。浚渫の方が漁にはほぼ影響しないと思います。工事現場に人が入れないというだけで。

山下委員 まあその前に堤防をやったところは、今年の夏の水害で底が出ました。

山崎委員 三篠川を見ていて、災害が起きているところは全部岩盤帯なんですよ。ぐーっと水が上がって越水しているんですよ。

山下委員 三篠川は川幅を広げるしかない。

山崎委員 ちゃんと流れるところは流れているんですが、岩盤帯で底が漏れたり横に逃げられないところが越水しているのです。

山下委員 広げるところは広げるといっても、元の川は掘ろうにも掘れないし、幅が広がるだけで、水のないところを掘るんだから、大雨がふった時以外は。

山崎委員 瀬ではないと思うんですがね。

議 長 ですが、川全体が仮設道と工事現場ですよ。

山崎委員 小学校から下はすごいですからね。

山下委員 何年も続くよりは一気にやった方が。

議 長 それで、崩れたところを直すなら測量してできるんですが、拡幅しますから。それで用地の交渉が長引くので、計画がどんどん遅れています。

小池委員 議長さんの言うように激甚災害だということを考えないといけませんね。漁協も工事の方も。

議長 資料2-2の3ページ、内水共第26号の三篠川漁協の指示はあゆが400k gですが、これは指示量なので、実際はこれの倍は放流されています。こいは今自粛ですが、あゆとうなぎの問題ですよね。うなぎはどれだけやっていますか。

飯尾委員 うなぎは大体指示量を下回りますから。

木村課長 30k gの指示量に対して40k gです。

議長 どの組合も組合員が減少していて、行使量も組合がすべて払っても大してありません。遊漁料についても、ここは釣れるとなるとどんと来ますが、釣れないと言ったら全然来ません。河川工事をしているから濁りがあると言ったらもうアウト。ですが、そういう中で釣れたという情報が入ればまた人が来ます。今は情報で遊漁者が動くという状況ですから。漁協では川を濁らしたら遊漁者が来ないと思うわけです。今発注している工事は長いものと1年以上というもの。これからまた発注が行われるものが続きますからね。いま、溪流魚の漁業権を持っている組合は何とか経営ができるが、持っていない組合は非常に厳しい状況です。ですから河川工事、濁り等については組合の方がシビアに発注者や施行者と話をしていますよね。そして、このあゆの増殖指示量400k gをどうするのかですよ。

宮林委員 河川の状況で指示量は決まっていくので、できなかつたときは、今のように正当な理由があれば、今回説明のあった資料と同様に指示に違反したものとみなさないとするから、指示量は指示量なのかなという気がしないでもない。これを落とす根拠をまた作ってもらわないといけなくなります。指示量を出すのに、河川の瀬がなんぼあって、あゆがこれだけいるので最低これだけやりましょうというのが増殖指示量の根拠ですから。

議長 漁業権を1年止めるということではできないのでしょうか。現状はあゆを放流しても育たない環境で、指示量だけは放流しなさいと漁場管理委員会が言ってもいいのかということです。

宮林委員 放流指示量を出すけれども、漁場管理委員会として付け加えて、例えば先ほどのような、災害復旧工事についてを加えて。

議長 委員会のほうでそういう指示を出してもらえれば組合も助かるんです。

宮林委員 そのように委員会から言うのかは分からないんですが、ただ、こいだって増殖指示量を出しているけれどKHVで自粛はいいですよということにしているでしょう。ああいう話ではないですか。

議長 元水産課長の意見ですが、木村課長の意見はどうか。

宮林委員 この場で決めるのは難しいと思うのですが。

木村課長 今朝分かった事なので、私も悩んでいるのですが、災害が大幅に広い区域で起こ

っていて、漁業できるかどうか分からないという状況があります。しかしながら、本当に全区域でできないのか、あゆ以外の魚種はどうか。しかし、当事者がこの場にいらっしゃいませんので、決めるのもいかなものなのかと思しますので、今のまま承認していただいて、委員会指示としては出すけれども、できなかったとするという宮林委員の意見のようになるのか。あるいは今回の承認する中で三篠川漁協の分だけ除いて、次回は1月～2月に委員会がありますので、そこで諮るか。幸い放流時期は春からですので、次回でも間に合うのではないかと。こうすると、三篠川漁協だけ除いて審議する。このどちらかだと思っております。この場では決められないということです。

宮林委員　　こいの場合のように、こういうことなら違反じゃないと委員会から出すのか、やるときに個別に話をするのか、いろんなやり方があると思うのですが、基本的にまた今度委員会でできなかった理由を出すのですから、その時に委員会としてできなかった理由を担保してあげれば、いいんじゃないでしょうか。

議　　長　　自分は漁場管理委員会の漁業者代表であるので、魚を獲ったり、あゆの放流を優先させて工事をストップさせるというのはするべきでないと思います。生命財産を守る組合であって、地域住民の皆さんと組合経営をしていかないといけないのでね。こういう時には柔軟な対応をする必要があります。発注者も施行者も漁協も全てが早く工事を完了させるように目標を立てる。これがいいと思います。それもこれから詰めていきますが。ですから今水産課長が言われたように、今日の段階で詰めるのではなくて、来年の1月2月にやるのだから、それまでに内水面漁業協同組合連合会として飯尾さんと私で行って、今までも話をしているわけです。

飯尾委員　　だからこの資料で言うと、資料2-1の3委員会指示の取扱いについては、漁協へ通知しますと書いてありますよね。災害復旧工事については結論が出ていないから、今日はまだここに書けないわけです。ですからまだ検討が必要なものは外すと。ここに書けるようになれば、それに応じてこうしましょうとできます。そのような処理をしてはどうかと言っているわけです。

宮林委員　　この委員会指示は期限があるんですよ。

山根次長　　必ず今年中ということはございません。

山崎委員　　去年から続いた分から空白部分ができるわけよね。

山根次長　　あくまで指示と放流時期は違い、指示量を放流できればいいので、間が空いても問題ないです。

木村課長　　1月から12月の指示量なので、それが延びるわけではありません。

宮林委員　　一番早い放流はあゆですか。

山崎委員　　一番早いのはますです。

飯尾委員　　そういう意味で関わるものはあります。全体を延期させるわけにはいかないから、

例外的に必要なから外しましたとすれば。

山崎委員 結局のところ工事もしていく中で、三篠川漁協がどこまで対応できるのかということですよ。

飯尾委員 まだそこがわかっていないので、ここで勝手に決めても書けないという話ですよ。

宮林委員 すごく画期的な対応かもしれませんが。

飯尾委員 災害自体が非常事態ですから。

議長 やはり100年に1回の災害が増えているのだから。地元から嘆願書が出てくるのは大変なことです。漁場管理委員会は何を話していたんだとなります。現場の状況を判断したときには、地元はしっかり調整をするべきだという結論を出してもらえればそれでいいのではないのでしょうか。

河合委員 他の漁協は溪流釣りもやっていますよね。三篠川も、河津川とか栄堂川とか、やまめが十分棲める川はありますので、あゆがダメだった時の保険のような感じで、溪流魚もやってもらえたらと思いますけどね。全国の溪流魚の遊漁者が集まるところへ行って聞くと、あゆで赤字となったところを溪流魚の遊漁で埋める感じで、溪流魚はコンスタントにお金が入るようなので。

山崎委員 三篠川漁協は溪流魚の漁業権は持っていないでしょう。

河合委員 もったいないですよ。あんなにいい川があるのに。それはまあ漁協が決めることですが。

議長 そりゃあ溪流魚を持っていないとね。あゆだけでは赤字ですよ、

小池委員 今回は三篠川漁協でしたけど、大なり小なり他からも出てきますよね。今は三篠川漁協だけが言っていますが、他から出てくる可能性があるから、次の委員会で諮るのは妥当な線かもしれません。

飯尾委員 三篠川も今年にあゆは例年よりもよく釣れたと言っていますから。災害復旧工事はどこでもあると思いますが、釣りができる場所もあるなら、通常通りしておいた方がいいと思います。

議長 それでは、他の漁協は原案のどおりとし、三篠川漁協の指示量は4魚種すべて指示から外し、三篠川の現場を県にも見ていただいて、調整しながら次の委員会までに最終案を出すという形でよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第9号議案「令和4年における増殖目標量の委員会指示について」は、三篠川漁業協同組合の目標量についてを継続審議として承認します。

【その他 内水面の漁業権切替に係る広島県漁業権免許方針について】

議長 それでは、その他に移ります。「内水面の漁業権切替に係る広島県漁業権免許方針について」、県から説明をお願いします。

御堂岡主査 （資料3により、令和5年度内水面漁業権の免許方針について、スケジュールや漁業権切替の基本的な考え方を説明した。）

山崎委員 小瀬川ダムの漁業権はいらないということですか。橋からえん堤まででしょう。

御堂岡主査 共有しているダム漁場は手放す旨を、農林事務所を通じて聞いております。

山崎委員 私たちが行って稚魚をすべてもらっていってしまいますよ。

御堂岡主査 その上流では要望があります。

飯尾委員 あゆは上がってこないんですか。

山崎委員 新しい橋から下がダムなんですよ。そこから下に漁業権がないということは、橋から下でダム湖産の稚魚が上がってきたのを獲ってもいいということですよ。

飯尾委員 漁業権がないならね。

山崎委員 川にあゆが上がってこないと文句が言えなくなりますよ。おかしい。

飯尾委員 資料3の2ページ、第3の2の(2)のアンダーラインに、おおむね等しいとあるでしょう。これは何か定義があるのですか。

御堂岡主査 ガイドラインの中で示されています。何がおおむね等しいかは、おおむね等しいと記載のある同じ行の二重下線にあるように、漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期です。具体には、3ページの下の方、第3の2の(2)イに示されています。この文の続きを付けておりませんが、基本的に同じ漁具漁法で獲れる場合はおおむね等しいと認めて構わないというガイドラインが示されています。例えば、新しい漁業が加わっても同じような漁法で獲れるものはおおむね等しいと判断して良いですし、漁場の区域の縮小があってもおおむね等しいと判断して良いとするガイドラインが示されています。

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

議長 それでは、県、事務局からは何かありますか。

山根次長 次回の委員会は1,2月の開催を予定しております。よろしく願いいたします。

議長 それではこれもちまして、第344回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後3時50分 閉会)